

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査  
におけるいじめに係る調査の見直しについて

1 見直しを行う調査について

本調査中の調査Ⅱ「平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」の各調査項目の見直しを行う。

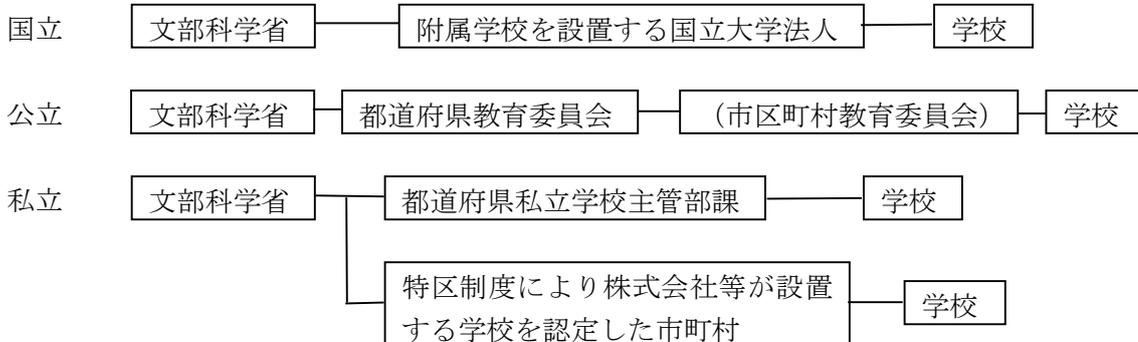
ただし、「11. いじめ防止対策推進法に関して」については、「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(17頁)」のみ回答することとし、(2)～(4)(18頁)については回答不要である。

2 調査票の配布及び提出について

調査票の配布及び提出は、平成27年2月24日付け26初児生第50号にて依頼した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に準ずる。

【参考：調査実施要領より】

(1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。



(2) 市区町村教育委員会は所管の学校の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。

(3) 国立大学法人、都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課は、所管下の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。

(4) 特区制度により株式会社等が設置する学校については、当該学校を認定した市町村担当部課が調査票を取りまとめ、文部科学省に提出する。

3 提出期限

平成27年9月17日16:00までに当課宛て電子メールにて提出すること。

E-mail : s-sidou1@mext. go. jp

4 結果の公表の方法

(1) 調査Ⅱの結果については、10月末を目途に文部科学省が公表する。いじめに係る調査以外の結果の公表は9月初旬を予定している。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。